

# 令和6年度 飯綱町結婚新生活支援事業補助金

飯綱町で新生活をスタートさせる新婚世帯(所得制限なし)へ

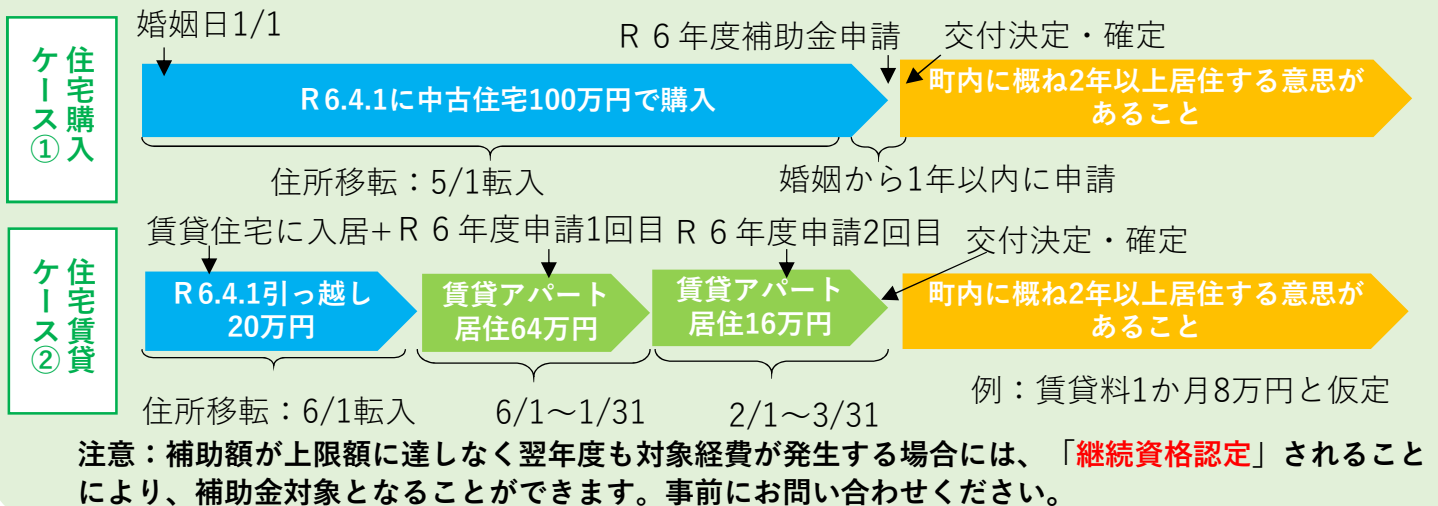
最大で **100万円** を交付します!

## 補助金交付要件

下の1.~6.をすべて満たす新婚世帯

1. 新婚世帯で、婚姻日が令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間にある夫婦。
2. 補助対象住宅は、新婚世帯が婚姻に伴い自らの居住の用に供する住宅であること。
3. 婚姻における夫婦の双方の年齢が40歳未満であること。
4. 夫婦の双方又は一方が、過去に当町やほかの自治体で同種の補助金の交付を受けたことがないこと。
5. 夫婦の双方が、市町村税の滞納していないこと。
6. 夫婦の双方が、暴力団員でないこと。 ※詳しくは、企画課人口増推進室までお問い合わせください。

## 【参考】当補助金交付要件を満たすケース（例）



## 補助額

夫婦ともに40歳未満で対象事業経費の全額を最大100万円（千円未満切）

## 申請方法

下の書類をもって申請してください。

1. 戸籍謄本等、婚姻を証する書類
2. 夫婦にかかる住民票の写し
3. 課税内容証明書やその他夫婦の所得がわかる書類
4. 奨学金の返還がある場合には、その額がわかる書類
5. 納税証明書
6. 対象経費に係る契約書の写し
7. 対象経費に係る領収書や支出を証する書類
8. 住居手当支給証明書 9.その他町長が認める書類

## 補助対象経費

- 住宅の取得費用（建物の購入費のみ）
- 住宅の賃借費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 引っ越し費用（引っ越し業者や運送業者に支払った費用）
- リフォーム費用（住宅機能維持等、修繕、増築、改築の工事費用）

※国・県・町の補助事業を除く

※記載の内容は要綱の一部を抜粋したものです。申請をお考えの際は事前に必ず飯綱町のホームページや窓口等で補助要件詳細と最新情報をご確認くださいませよう願いたします。



お問い合わせ・ご相談 飯綱町 企画課 人口増推進室  
電話：026-253-2512 FAX：026-253-5055  
メール：jinko@town.iizuna.nagano.jp



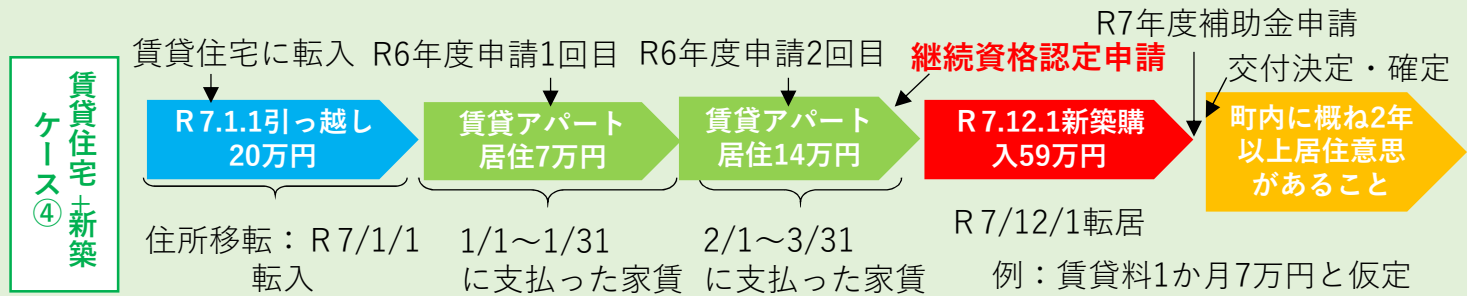
(令和6年4月1日現在)

# 令和6年度 飯綱町結婚新生活支援事業補助金

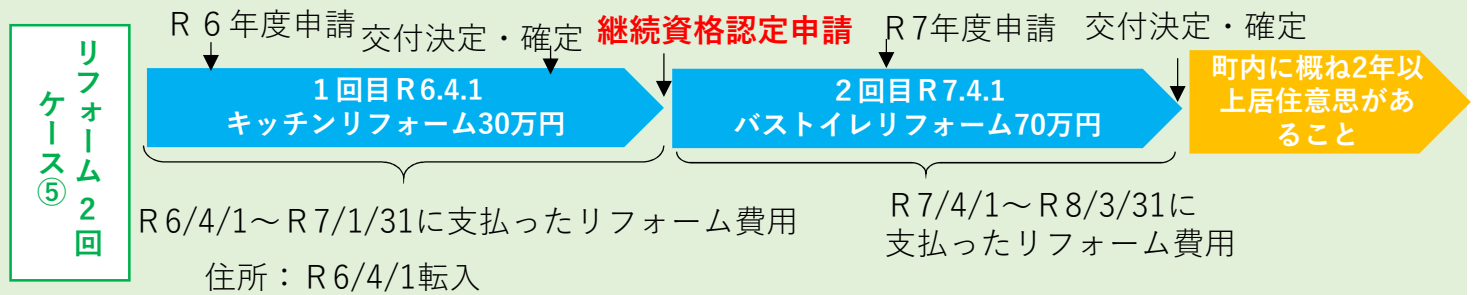
## 【参考】当補助金交付要件を満たすケース（例）



例：婚姻前一年以内に新築のための売買契約をしており、実際に新築住宅を年度内に完成が困難であり翌年度に完成し建設業者への支払いをする場合に、**継続資格認定のみ**をしておくケース



例：R6.1.1以降の婚姻で新婚生活をR6年度中に賃貸住宅に住み、婚姻前1年以内に契約したもので完成予定及び支払いが完了した新築住宅の場合のケース



例：R6.1.1以降の婚姻で新婚生活をR6年度中にリフォームし町内居住しているが、さらに翌年リフォームの必要性が発生した場合で、R7年度中の支払いについて補助するケース

※記載の内容は要綱の一部を抜粋したものです。申請をお考えの際は事前に必ず飯綱町のホームページや窓口等で補助要件詳細と最新情報をご確認くださいませよう願いたします。



お問い合わせ・ご相談 飯綱町 企画課 人口増推進室  
電話：026-253-2512 FAX：026-253-5055  
メール：jinko@town.iizuna.nagano.jp



(令和6年4月1日現在)